

# 保険医協会FAX情報

発行：鳥取県保険医協会 No. 100  
〒683-0853 米子市両三柳 877-1  
電話 0859-24-3063 FAX 0859-24-3066

## 今年4月以降の 医療DX推進体制整備加算について

日頃のご奮闘に心から敬意を表します。4月より医療DX推進体制整備加算が電子処方箋の導入の有無により点数が変わり、届出直しが必要な場合があります。概要は以下の通りです。

### 概要

- 令和7年4月1日以降、医療DX推進体制整備加算と在宅医療DX情報活用加算の算定は電子処方箋の導入の有無によって点数が異なります。
- 電子処方箋を導入し、令和7年4月以降、電子処方箋導入済みの点数を算定する場合、新様式で届出直しが必要です。

### 医療DX推進整備体制加算（今年4月から9月までの算定区分）※1

| マイナ保険証利用率 | 電子処方箋 導入済 |     |     | 電子処方箋 未導入 |     |    |
|-----------|-----------|-----|-----|-----------|-----|----|
|           |           | 医科  | 歯科  |           | 医科  | 歯科 |
| 45%以上     | 加算1       | 12点 | 11点 | 加算4       | 10点 | 9点 |
| 30%以上     | 加算2       | 11点 | 10点 | 加算5       | 9点  | 8点 |
| 15%以上※2   | 加算3       | 10点 | 8点  | 加算6       | 8点  | 6点 |

※1 10月以降の利用率の要件については7月を目途に検討、設定

※2 小児科外来診療料を算定している医療機関であって令和6年1月1日から同年12月31日までの延べ外来患者数のうち6歳未満の患者の割合が3割以上の医療機関は令和7年4月1日から同年9月30日に限り「15%」を「12%」とする。この場合、届出直しが必要

### 在宅医療DX情報活用加算

| 電子処方箋 導入済 |     |    | 電子処方箋 未導入 |    |    |
|-----------|-----|----|-----------|----|----|
|           | 医科  | 歯科 |           | 医科 | 歯科 |
| 加算1       | 11点 | 9点 | 加算2       | 9点 | 8点 |

